

日本国との平和条約(サンフランシスコ平和条約)

連合国および日本国は、両者の関係が今後、主権を有する対等な国家として共通の福祉を増進し、国際的な平和と安全を維持するために、友好的な連携のもとで協力する関係でなければならないと決意している。したがって、両国間に存在した戦争状態の結果として未解決のまま残されている問題を解決する「平和条約」を締結することを希望するため、

日本国としては、国際連合への加盟を申請し、いかなる状況下においても国際連合憲章の原則を遵守すること、世界人権宣言の目的を実現するために努力すること、国際連合憲章第 55 条および第 56 条に定められ、かつ降伏後の日本の国内法制によってすでに着手されている安定と福祉の条件を日本国内に創出すること、さらに公的および私的な貿易や通商において国際的に認められた公正な慣行に

従う意思を宣言するため、

連合国は、前項で述べられた日本国の意思を歓迎するため、

ここに連合国および日本国は、本平和条約を締結することを決定し、それに応じて以下の全権委員を任命した。各全権委員は全権委任状を提示し、それが正当かつ妥当な形式であると認められた後、以下の規定について合意した。

第 1 章 平和

第 1 条

(a) 日本国と各連合国との間の戦争状態は、第 23 条の規定に従い、本条約が日本国と当該連合国との間で効力を生じる日をもって終了する。

(b) 連合国は、日本国およびその領水に対する日

本国民の完全な主権を承認する。

第 2 章 領域

第 2 条

(a) 日本国は、朝鮮の独立を承認し、濟州島、巨文島、および鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原（法的な根拠）、および請求権を放棄する。

(b) 日本国は、台湾および澎湖諸島に対するすべての権利、権原、および請求権を放棄する。

(c) 日本国は、千島列島、ならびに 1905 年 9 月 5 日のポーツマス条約の結果として日本国が主権を獲得した樺太の一部およびそれに近接する島々に対するすべての権利、権原、および請求権を放棄する。

(d) 日本国は、国際連盟の委任統治制度に関連するすべての権利、権原、および請求権を放棄し、かつて日本の委任統治下にあった太平洋の島々に信

託統治制度を拡大する 1947 年 4 月 2 日の国際連合安全保障理事会の措置を受諾する。

(e) 日本国は、日本国民の活動に由来するか否かを問わず、南極地域のいかなる部分に関する権利、権原、または利益についても、すべての請求権を放棄する。

(f) 日本国は、スプラトリー諸島（新南群島）およびパラセル諸島（西沙群島）に対するすべての権利、権原、および請求権を放棄する。

第 3 条

日本国は、北緯 29 度以南の南西諸島（琉球諸島および大東諸島を含む）、孀婦岩以南の南方諸島（小笠原群島、西之島、および火山列島を含む）、ならびに沖ノ鳥島および南鳥島を、アメリカ合衆国を唯一の施政権者とする信託統治制度の下に置くという、アメリカ合衆国から国際連合へのいかなる提案にも同意する。このような提案が行われ、それに

対する肯定的な決定がなされるまでの間、アメリカ合衆国は、領水を含むこれらの島々の領域および住民に対して、行政、立法、および司法に関するすべての権力を行使する権利を有する。

第 4 条

(a) 本条(b)項の規定に従うことを条件として、第 2 条に言及された地域にある日本国およびその国民の財産、ならびに現にこれらの地域を統治している当局およびその住民(法人を含む)に対する日本側の請求権(債務を含む)の処分、さらには、日本国内における当該当局および住民の財産、ならびに日本国およびその国民に対する当該当局および住民からの請求権(債務を含む)の処分については、日本国と当該当局との間の特別な取り決めの対象とする。第 2 条に言及された地域にある連合国またはいずれかの連合国民の財産は、まだ返還されていない限り、現に統治を行っている当局によ

って現状のまま返還されなければならない。(本条約において「国民」という用語が使用される場合、常に法人を含むものとする。)

(b) 日本国は、第 2 条および第 3 条に言及されたいずれかの地域において、アメリカ合衆国軍政府の指令によって、またはその指令に従って行われた、日本国および日本国民の財産処分の有効性を承認する。

(c) 日本国と、本条約に基づき日本の支配から切り離された領域とを結ぶ、日本が所有する海底ケーブルは等分され、日本国は日本の終端施設とそれに接続するケーブルの半分を保持し、分離された領域は残りのケーブルと接続する終端施設を保持する。

第 3 章 安全保障

第 5 条

(a) 日本国は、国際連合憲章第 2 条に定められた義務、特に以下の義務を受諾する。

(i) 国際的な平和および安全、ならびに正義を危うくしないよう、平和的手段によって自国の国際紛争を解決すること。

(ii) 国際関係において、いかなる国の領土保全または政治的独立に対する武力の威嚇または行使も、また国際連合の目的と矛盾する他のいかなる方法による武力の行使も慎むこと。

(iii) 国際連合が憲章に従ってとるいかなる行動についても国連にあらゆる支援を与え、かつ、国際連合が予防措置または強制措置をとっているいかなる国に対する支援の提供も慎むこと。

(b) 連合国は、日本国との関係において、国際連合憲章第 2 条の原則を指針とすることを確認する。

(c) 連合国としては、日本国が主権国家として国際連合憲章第 51 条に言及されている個別的または集団的自衛の固有の権利を有すること、および日本国が自発的に集団的安全保障の取り決めに参加できることを承認する。

第 6 条

(a) 連合国のすべての占領軍は、本条約の効力発生後できるだけ速やかに、いかなる場合でもその後 90 日以内に日本国から撤退しなければならない。ただし、この規定は、1 つ以上の連合国と日本国との間で締結された、または今後締結される二国間または多国間の協定に基づく、あるいはその結果としての外国軍隊の日本国領土内での駐留または維持を妨げるものではない。

(b) 日本軍部隊の帰郷に関する 1945 年 7 月 26 日のポツダム宣言第 9 条の規定は、まだ完了していない範囲において実施されるものとする。

(c) 占領軍の使用に供され、本条約の効力発生時に依然として占領軍の占有下にあり、かつまだ補償が支払われていないすべての日本財産は、相互の合意によって別の取り決めがなされない限り、同じく90日以内に日本国政府に返還されなければならない。

第4章 政治および経済条項

第7条

(a) 各連合国は、自国と日本国との間で本条約が効力を生じた後1年以内に、戦前の日本国との二国間条約または協約のうち、どれを存続または復活させたいかを日本国に通知するものとする。このように通知された条約または協約は、本条約との適合性を確保するために必要な修正のみを条件として、引き続き効力を有するか、または復活するものとする。通知された条約および協約は、通知の日から

3 か月後に存続または復活したものとみなされ、国際連合事務局に登録されなければならない。日本国に対して通知されなかったすべての条約および協約は、破棄されたものとみなされる。

(b) 本条(a)項に基づいて行われる通知においては、通知を行う国が国際関係について責任を負う特定の地域を、当該条約または協約の適用対象や復活対象から除外することができる。この除外措置は、除外の適用を終了する旨が日本国に通知された日から3 か月後まで有効とする。

第8条

(a) 日本国は、1939年9月1日に始まった戦争状態を終結させるために連合国が現在または将来締結するすべての条約、ならびに平和の回復に関連して連合国が行うその他の取り決めの完全な効力を承認する。日本国はまた、旧国際連盟および常設国際司法裁判所を終了させるために行われた

取り決めを受諾する。

(b) 日本国は、1919年9月10日のサン＝ジェルマン＝アン＝レー条約、1936年7月20日のモントルー海峡条約の署名国であることから派生するすべての権利および利益、ならびに1923年7月24日にローザンヌで署名されたトルコとの平和条約第16条から派生するすべての権利および利益を放棄する。

(c) 日本国は、1930年1月20日のドイツおよび債権国間の協定ならびにその付属書（1930年5月17日付の信託協定を含む）、国際決済銀行に関する1930年1月20日の条約、および国際決済銀行の定款に基づいて取得したすべての権利、権原、および利益を放棄し、それらから生じるすべての義務を免除される。日本国は、本条約が最初に効力を生じてから6か月以内に、本項に言及された権利、権原、および利益の放棄をパリの外務省に通知するものとする。

第 9 条

日本国は、公海における漁業の規制または制限、および漁業資源の保護と開発を規定する二国間および多国間協定の締結について、それを希望する連合国と速やかに交渉を開始するものとする。

第 10 条

日本国は、1901年9月7日に北京で署名された最終議定書、およびそれに付随するすべての付属書、覚書、補足文書の規定から生じるすべての利益や特権を含め、中国におけるすべての特殊な権利および利益を放棄し、上記の議定書、付属書、覚書、および文書が日本国に関して破棄されることに同意する。

第 11 条

日本国は、極東国際軍事裁判所ならびに日本国内

外の他の連合国戦争犯罪法廷の判決を受諾し、それにより日本国内で拘禁されている日本国民に対して課された刑を執行するものとする。これらの拘禁者に対して恩赦、減刑、および仮釈放を与える権限は、各事案において刑を課した一つまたは複数の政府の決定、および日本国の勧告に基づかない限り、行使することはできない。極東国際軍事裁判所によって刑を宣告された者の場合、この権限は、同裁判所に代表を出している政府の過半数の決定、および日本国の勧告に基づかない限り、行使することはできない。

第 12 条

(a) 日本国は、各連合国との間で、貿易、海運、その他の商業関係を安定的かつ友好的な基盤の上に置くための条約または協定を締結するための交渉を、速やかに開始する用意があることを宣言する。

(b) 関連する条約または協定が締結されるまでの間、日本国は、本条約が最初に効力を生じてから4年間、以下の措置を講じるものとする。

(1) 各連合国、その国民、産品、および船舶に対し、以下の待遇を与えること。

(i) 商品の輸出入に対する、または輸出入に関連する関税、課徴金、制限、およびその他の規制に関する最恵国待遇。

(ii) 海運、航行、および輸入商品に関する内国民待遇、ならびに自然人および法人、およびそれらの利益に関する内国民待遇。この待遇には、税金の賦課と徴収、裁判所へのアクセス、契約の締結と履行、財産権（有形および無形）、日本の法律の下で設立された法人への参加、および一般的なあらゆる種類の事業や専門的活動の遂行に関するすべての事項が含まれる。

(2) 日本の国営貿易企業による国外での購入および販売が、商業的な考慮のみに基づいて行われ

ることを保証すること。

(c) ただし、いかなる事項に関しても、日本国が連合国に対して内国民待遇または最恵国待遇を与える義務を負うのは、当該連合国が同じ事項に関して日本国に対してそれぞれ内国民待遇または最恵国待遇を与えている範囲内に限られるものとする。前文で想定されている相互主義は、連合国の非本土地域における産品、船舶、法人、および居住者の場合、ならびに連邦政府を有する連合国の州や地方における法人および居住者の場合には、当該地域、州、または地方で日本国に与えられている待遇を基準として決定される。

(d) 本条の適用において、差別的な措置であっても、それが措置を適用する当事国の通商条約に通常設けられている例外に基づくもの、またはその当事国の対外的な財政状況や国際収支を保護する必要性（海運および航行に関するものを除く）、あるいはその不可欠な安全保障上の利益を維持する必

要性に基づくものであり、かつその措置が状況に比例しており、恣意的または不合理な方法で適用されていない限り、内国民待遇または最恵国待遇の付与を損なうものとはみなされない。

(e) 本条に基づく日本国の義務は、本条約第 14 条に基づく連合国の権利の行使によって影響を受けるものではない。また、本条の規定は、本条約第 15 条によって日本国が引き受ける約束を制限するものと解釈してはならない。

第 13 条

(a) 日本国は、国際民間航空輸送に関する二国間または多国間協定の締結について、いずれかの連合国から要請があった場合、速やかにその国（または複数の国）と交渉を開始するものとする。

(b) そのような協定が締結されるまでの間、日本国は、本条約が最初に効力を生じてから 4 年間、本条約の効力発生日に当該連合国が行使していたものと比べて不利にならない航空交通の権利および

特権に関する待遇を当該国に与え、また航空業務の運営および発展に関して完全な機会均等を与えるものとする。

(c) 日本国が国際民間航空条約の第 93 条に従って同条約の当事国となるまでの間、日本国は、航空機の国際航行に適用される同条約の規定を実施し、また同条約の条項に従って付属書として採択された基準、慣行、および手続きを実施するものとする。

第 5 章 請求権および財産

第 14 条

(a) 日本国が戦争中に引き起こした損害および苦痛に対して、日本国が連合国に賠償を支払うべきであることは認められる。しかし同時に、日本国が実行可能な経済を維持していくためには、すべての損害や苦痛に対する完全な賠償を行い、かつ他の

義務を果たすには、現在の日本の資源が十分ではないことも認められる。したがって、

1. 日本国は、自国の現在の領土が日本軍によって占領され、日本によって損害を受けた連合国が希望する場合、当該国の損害を修復する費用を補償する支援を目的として、生産、引き揚げ作業、その他の作業における日本国民の役務を当該連合国の利用に供するため、速やかに交渉を開始するものとする。

このような取り決めは、他の連合国に追加的な負担を課すことを避けなければならない。また、原材料の製造が求められる場合、日本国に外国為替の負担をかけないように、当該連合国が原材料を供給しなければならない。

2. (I) 以下の(II)号の規定を条件として、各連合国は、本条約が最初に効力を生じた時点で自国の管轄下にあった以下の財産、権利、および利益を差し押さえ、留置し、清算し、またはその他の方法で処

分する権利を有する。 (a) 日本国および日本国民

(b) 日本国または日本国民のために、あるいはその代理として行動する者

(c) 日本国または日本国民が所有または支配する団体

本号で明記される財産、権利、および利益には、現在封鎖または接收されているか、あるいは連合国の敵国財産管理当局の占有または管理下にあり、かつ、それらの資産が当該当局の管理下に入った時点で上記の(a)、(b)、または(c)に言及されたいずれかの者または団体に属していた、あるいはそれらのために保持または管理されていたものを含む。

(II) 以下のものは、上記の(I)号に明記された権利から除外される。

(i) 日本が占領した地域以外の連合国の領土において、戦争中に当該政府の許可を得て居住していた日本の自然人の財産。ただし、戦争中に制

限の対象となり、本条約が最初に効力を生じる日までにその制限が解除されていない財産を除く。

(ii) 日本国政府が所有し、外交的または領事的目的に使用されていたすべての不動産、家具、および備品、ならびに日本の外交および領事職員が所有し、外交的および領事的機能の遂行に通常必要であった、投資目的ではないすべての個人の家具、調度品、およびその他の私有財産。

(iii) 宗教団体または民間の慈善施設に属し、専ら宗教的または慈善的目的に使用された財産。

(iv) 1945年9月2日以降の当該国と日本国との間の貿易および金融関係の再開の結果として当該国の管轄下に入った財産、権利、および利益。ただし、当該連合国の法律に反する取引から生じたものを除く。

(v) 日本国または日本国民の債務、日本国内にある有形財産に関する権利、権原、または利益、日本の法律に基づいて組織された企業における利

益、またはそれらを証明する文書。ただし、この例外は、日本通貨で表示された日本国およびその国民の債務にのみ適用されるものとする。

(III) 上記の例外(i)から(v)に言及された財産は、その保存および管理のための合理的な費用を支払うことを条件として返還されなければならない。

もし当該財産が清算されている場合は、代わりにその売却益が返還されなければならない。

(IV) 上記の(I)号で規定された財産を差し押さえ、留置し、清算し、またはその他の方法で処分する権利は、当該連合国の法律に従って行使されるものとし、所有者はそれらの法律によって与えられる権利のみを有するものとする。

(V) 連合国は、日本の商標権ならびに文学的および美術的著作権を、各国の事情が許す限り日本国に有利な基準で取り扱うことに同意する。

(b) 本条約に別段の定めがある場合を除き、連合国は、連合国のすべての賠償請求権、戦争遂行の

過程で日本国およびその国民がとった行動に起因する連合国およびその国民のその他の請求権、ならびに占領に伴う直接的な軍事費に関する連合国の請求権を放棄する。

第 15 条

(a) 日本国と当該連合国との間で本条約が効力を生じた後 9 か月以内に申請があった場合、日本国は、その申請日から 6 か月以内に、1941 年 12 月 7 日から 1945 年 9 月 2 日までの間のいずれかの時点で日本国内にあった各連合国およびその国民の有形および無形の財産、ならびにいかなる種類の権利や利益をも返還するものとする。ただし、所有者が強迫や詐欺によらず自らの自由意思でそれを処分していた場合はこの限りではない。当該財産は、戦争のために課されることになったすべての負担や賦課金を免除され、返還のためのいかなる費用も課されることなく返還されなければな

らない。所定の期間内に所有者本人、その代理人、またはその政府によって返還申請がなされなかった財産については、日本国政府が自らの決定により処分することができる。当該財産が 1941 年 12 月 7 日に日本国内にあり、返還できない場合、または戦争の結果として損傷や被害を受けている場合は、1951 年 7 月 13 日に日本国内閣が承認した「連合国財産補償法案」に規定された条件よりも不利にならない条件で補償が行われるものとする。

(b) 戦争中に損なわれた工業所有権に関して、日本国は、1949 年 9 月 1 日施行の政令第 309 号、1950 年 1 月 28 日施行の政令第 12 号、および 1950 年 2 月 1 日施行の政令第 9 号（いずれも現在改正されているもの）によってこれまで与えられてきた利益と比べて遜色のない利益を、連合国およびその国民に引き続き与えるものとする。ただし、当該国民がその規定された期限内に当該利

益を申請した場合に限る。

(c) (i) 日本国は、連合国およびその国民の既刊および未刊の著作物に関して、1941年12月6日に日本国内に存在していた文学的および美術的著作権がその日以降も引き続き有効であることを認め、また、その日において日本国が当事国であった条約や協定の運用によってその日以降に日本国内で発生した権利、あるいは戦争がなければ発生したであろう権利を承認する。これは、当該条約や協定が、開戦時またはそれ以降に、日本国または当該連合国の国内法によって破棄または停止されたか否かを問わない。

(ii) 権利の所有者による申請を必要とせず、いかなる手数料の支払いやその他の手続きを遵守することもなく、1941年12月7日から日本国と当該連合国との間で本条約が効力を生じるまでの期間は、当該権利の通常の存続期間の計算から除外されるものとする。さらに、この期間に6か月を追加

した期間は、日本において翻訳権を取得するために文学作品を日本語に翻訳しなければならない期間から除外されるものとする。

第 16 条

日本の捕虜となっている間に不当な苦難を受けた連合軍の兵士たちに補償を行いたいという希望の表れとして、日本国は、戦争中中立であった国々、または連合国のいずれかと交戦していた国々にある自国および自国民の資産、あるいは日本の選択によりその資産と同等のものを、赤十字国際委員会に移転するものとする。赤十字国際委員会はこれらの資産を清算し、元捕虜およびその家族の利益のために、同委員会が公平であると判断する基準に基づいて、適切な各国の機関にその資金を分配するものとする。本条約の第 14 条(a)2(II)(ii)から(v)に記載されたカテゴリーの資産は、本条約が最初に効力を生じる時点で日本に居住していない日

本の自然人の資産と同様に、この移転の対象から除外されるものとする。また、本条の資産移転の規定は、現在日本の金融機関が所有している国際決済銀行の 19,770 株には適用されないことが等しく了解される。

第 17 条

(a) いずれかの連合国の要請があった場合、日本国政府は、当該連合国民の所有権に関わる事案における日本の捕獲審検所のいかなる決定または命令についても、国際法に準拠して再審査および改訂を行い、下された決定および発令された命令を含め、これらの事案の記録を構成するすべての文書の写しを提供するものとする。再審査または改訂の結果、返還が妥当であることが示された事案については、当該財産に対して第 15 条の規定が適用される。

(b) 日本国政府は、いずれかの連合国の国民が、

1941年12月7日から日本国と当該連合国との間で本条約が効力を生じるまでの間に日本の裁判所によって下されたいかなる判決についても、原告または被告として自己の主張を十分に行うことができなかつた法的手続きがあつた場合、本条約の効力発生から1年以内であればいつでも、再審査のために適切な日本の当局に提出できるような必要な措置を講じるものとする。日本国政府は、当該国民がそのような判決によって損害を被つた場合、判決が下される前の立場に回復させるか、あるいはそれぞれの状況において正当かつ公平な救済措置が与えられるように規定するものとする。

第18条

(a) 戦争状態の介在は、戦争状態が発生する前に存在していた債務や契約（債券に関するものを含む）、および取得されていた権利に起因する金銭的債務を支払う義務に影響を与えていないことが認

められる。これらの債務は、日本国の政府または国民から連合国のいずれかの政府または国民に支払われるべきもの、あるいは連合国のいずれかの政府または国民から日本国の政府または国民に支払われるべきものである。同様に、戦争状態の介在は、戦争状態が発生する前に生じた財産の損失や損害、あるいは人身傷害や死亡に関する請求であって、いずれかの連合国政府から日本国政府に対して、あるいは日本国政府からいずれかの連合国政府に対して提出または再提出される可能性のあるものの正当性を検討する義務に影響を与えたとみなしてはならない。本項の規定は、第 14 条によって与えられた権利を損なうものではない。

(b) 日本国は、戦前の日本国の対外債務、およびその後日本国の債務であると宣言された法人の債務に対する自らの責任を肯定し、これらの債務の支払い再開に関して債権者と早期に交渉に入る意図を表明する。また、他の戦前の請求権や義務に関

する交渉を奨励し、それに伴う資金の移転を円滑に進める意図を表明する。

第19条

(a) 日本国は、戦争から生じた、あるいは戦争状態が存在したために取られた行動から生じた、連合国およびその国民に対する日本国およびその国民のすべての請求権を放棄し、本条約の効力発生前に日本国内に存在した連合国の軍隊または当局の存在、作戦、または行動から生じたすべての請求権を放棄する。

(b) 上記の放棄には、1939年9月1日から本条約の効力発生までの間に、いずれかの連合国が日本の船舶に対してとった行動から生じた請求権、ならびに連合国の管理下にあった日本の捕虜および民間被抑留者に関して生じた請求権および債務が含まれる。ただし、1945年9月2日以降に制定されたいずれかの連合国の法律で明確に認めら

れている日本の請求権は含まれない。

(c) 相互の放棄を条件として、日本国政府はまた、政府間の請求や戦争中に受けた損失または損害に対する請求を含め、日本国政府および日本国民の代理として、ドイツおよびドイツ国民に対するすべての請求権（債務を含む）を放棄する。ただし、(a) 1939年9月1日より前に締結された契約および取得された権利に関する請求、および (b) 1945年9月2日以降の日本とドイツ間の貿易および金融関係から生じた請求は例外とする。このような放棄は、本条約の第16条および第20条に従ってとられた行動に不利益をもたらすものではない。

(d) 日本国は、占領期間中に占領当局の指令に基づいて、またはその結果として行われたすべての作為または不作為、あるいは当時の日本の法律によって許可されたすべての作為または不作為の有効性を認め、連合国民に対して、そのような作為または不作為に起因する民事上または刑事上の責任を問

ういかなる行動もとらないものとする。

第 20 条

日本国は、1945 年のベルリン会談議事録の議定書に基づいてドイツ資産を処分する権利を有する諸国によって決定された、または今後決定される可能性のある日本国内のドイツ資産の処分を確実に行うためにすべての必要な措置を講じるものとし、それらの資産の最終的な処分が行われるまでの間、その保全および管理について責任を負うものとする。

第 21 条 本条約第 25 条の規定にかかわらず、中国は第 10 条および第 14 条(a)2 の利益を受ける権利を有し、朝鮮は本条約の第 2 条、第 4 条、第 9 条、および第 12 条の利益を受ける権利を有する。

第 6 章 紛争の解決

第 22 条

本条約のいずれかの当事国の見解において、条約の解釈または実行に関する紛争が生じ、それが特別請求権裁判所への付託やその他の合意された手段によって解決されない場合、その紛争は、いずれかの当事国の要請により、決定のために国際司法裁判所に付託されるものとする。日本国、およびまだ国際司法裁判所規程の当事国となっていない連合国は、それぞれの本条約の批准時に、1946年10月15日付の国際連合安全保障理事会の決議に従って、本条に言及される性質のすべての紛争に関して、特別な合意なしに国際司法裁判所の管轄権を一般的に受諾する宣言を、同裁判所の書記官に寄託するものとする。

第 7 章 最終条項

第 23 条

(a) 本条約は、日本国を含め、署名する諸国によって批准されなければならない。本条約は、日本国、および主要な占領国であるアメリカ合衆国を含む以下の諸国、すなわちオーストラリア、カナダ、セイロン、フランス、インドネシア、オランダ王国、ニュージーランド、パキスタン、フィリピン共和国、グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国、ならびにアメリカ合衆国の過半数によって批准書が寄託された時点で、その時までには批准したすべての国に対して効力を生じるものとする。本条約は、その後批准する各国家に対しては、その批准書が寄託された日に効力を生じる。

(b) 本条約が日本国の批准書の寄託日から 9 か月以内に効力を生じなかった場合、本条約を批准したいかなる国も、日本国の批准書寄託日から 3

年以内に日本国およびアメリカ合衆国の両政府にその旨を通知することにより、自国と日本国との間で本条約を効力発生させることができる。

第 24 条

すべての批准書はアメリカ合衆国政府に寄託されるものとし、同政府はすべての署名国に対し、各批准書の寄託、第 23 条(a)項に基づく条約の効力発生日、および第 23 条(b)項に基づくあらゆる通知について通知するものとする。

第 25 条

本条約の目的上、連合国とは、日本国と戦争状態にあった国、または以前に第 23 条に指定された国の領土の一部を形成していた国を指す。ただし、それぞれの場合において、関係国が本条約に署名し、かつ批准していることを条件とする。第 21 条の規定に従うことを条件として、本条約は、ここに定義さ

れる連合国ではないいかなる国に対しても、いかなる権利、権原、または利益を与えるものではない。また、日本国のいかなる権利、権原、または利益も、このように定義された連合国ではない国に有利になるように、本条約のいかなる規定によっても縮小または損なわれると見なされてはならない。

第 26 条

日本国は、1942 年 1 月 1 日の連合国共同宣言に署名または加入し、かつ日本国と戦争状態にあるいかなる国、または以前に第 23 条で指定された国の領土の一部を形成していた国であって、本条約の署名国ではない国との間で、本条約に規定されている条件と同じか、または実質的に同じ条件の二国間平和条約を締結する用意があるものとする。ただし、日本国側のこの義務は、本条約が最初に効力を生じてから 3 年で失効する。もし日本国がいずれかの国との間で、本条約で規定されたものより大

きな利益をその国に与える平和解決または戦争賠償解決を行った場合、本条約の当事国に対してもその同じ利益が拡大されなければならない。

第 27 条

本条約はアメリカ合衆国政府の公文書庫に保管されるものとし、同政府は各署名国に対してその認証謄本を提供するものとする。

以上の証拠として、署名した全権委員は本条約に署名した。1951年9月8日、サンフランシスコ市において作成。英語、フランス語、およびスペイン語の言語で作成され、すべてが等しく正本である。また、日本語でも作成された。